

法律をもっと身近に

HOUTERASU

ほうてらす

VOL.
49
2020.9

法律で見るハラスメント

特集
P2-5

P6-7 インタビュー 藤本 美貴さん

P8-9 困ったときの法テラス

P10 スタ弁がゆく

P11 法テラスの主な業務

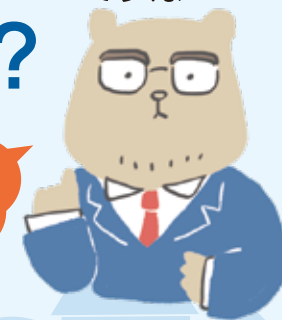
P12 相談の手順

日本司法支援センター
法テラス

まずは/ 法テラスに相談してみませんか? 相談の手順

法テラス案内ベア
てらくまくん

ぼくが
解説するよ



1 電話する



- 法テラスの利用方法やトラブル解決に役立つ情報をご案内します。
- どなたでも、何度でも匿名でご利用できます。

2 弁護士・司法書士に相談する



- 経済的に余裕のない方には、無料で3回まで法律相談のできる制度があります。
- 「経済的に余裕のない方」にあたるかどうかは、収入や預貯金などで決まります。お問合せください。

3 弁護士・司法書士に依頼する



4 解決に向かう



困ったら、法テラスへ!
まずは、お電話ください。

もっと詳しく知りたい方はコチラもチェック!



令和2年7月豪雨で被災された方へ

法テラスでは、被災された方に対し以下の支援を実施しています。

弁護士や司法書士への無料法律相談

お近くの法テラスなどで相談を行っています。令和2年7月豪雨で災害救助法が適用された市町村に、住所などがあった方が対象です。詳しくはお問合せください。

情報提供

災害に関する法的問題の解決に役立つ法制度や相談窓口等をご案内します。どなたでもご利用になれます。

☎0120-078309 (通話料・利用料無料)へお問合せください。

発行:日本司法支援センター(法テラス本部) / 発行責任者:事務局長 道あゆみ
法テラス本部 〒164-8721 東京都中野区本町 1-32-2 ハーモニータワー 8 階 電話:0503383-5333(代表)

困ったら法テラス。まずはお電話を。

平日:午前9時～午後9時 / 土曜日:午前9時～午後5時(祝日・年末年始を除く)

法テラス・サポートダイヤル
0570-078374
IP電話からは 03-6745-5600

犯罪被害者支援ダイヤル
0570-079714
IP電話からは 03-6745-5601

法律で見るハラスメント



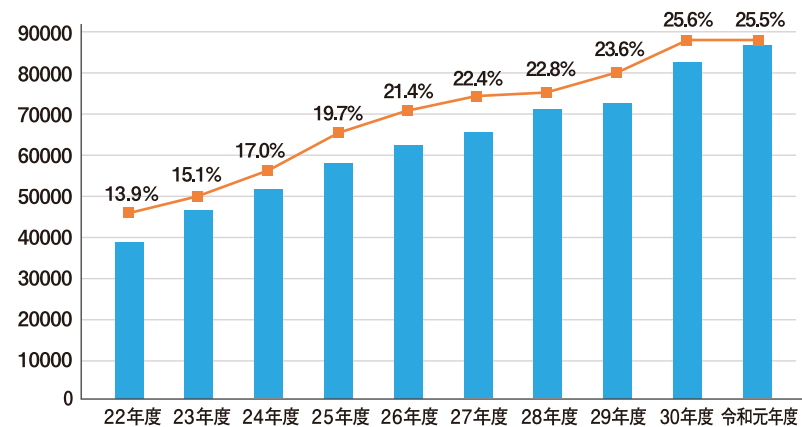
職場のみならず、家族や親しい友人同士などでも身近に起こりうるハラスメント。アメリカを中心に広がり、セクハラ被害を受けた女性たちに「あなた一人じゃない」と連帯を呼びかける「#MeToo」運動は、世界的にも注目を集め、ハラスメントのない社会を目指すという大きな流れを生み出しました。日本でも、セクハラをはじめとする様々なハラスメントの問題が改めて議論されるきっかけとなりました。

ハラスメントと聞くと、職場をイメージする方も多いかもしれませんが、実際、厚生労働省の調査によると、全国の地方労働局等に寄せられる「いじめ・嫌がらせ」に関する相談は年々増加し、2019年度も8万件を超えています。

2020年6月に施行された、いわゆる「パワハラ防止法（改正労働施策総合推進法）」は、パワハラは許されない行為であることを明記するとともに、各企業にパワハラ防止対策を義務づけました。同時に、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法も改正され、セクハラや妊娠・出産・育児・介護休業等に関するハラスメントの相談をした労働者に対する不利益な取扱いを禁止するなど、様々なハラスメントの防止対策も強化されています。

このような変化を見せる、ハラスメントをめぐる社会や法律では、ハラスメントとはどのようなことをいうのでしょうか。様々なハラスメントを例に、一緒に考えてみましょうか？

1 都道府県労働局等への「いじめ・嫌がらせ」の相談件数



■「いじめ・嫌がらせ」の相談件数
■民事上の個別労働紛争相談件数に占める「いじめ・嫌がらせ」の割合

※都道府県労働局等への相談件数より一部抜粋

2 職場でのセクシャルハラスメントおよび妊娠・出産等ハラスメントの相談件数



都道府県労働局での相談件数では、セクシャルハラスメントに関する相談が最も多い。

※都道府県労働局での相談件数（令和元年度相談内容の内訳より一部抜粋）

厚生労働省によるポータルサイト「あかるい職場応援団」内「データで見るハラスメント」より

職場での「パワハラ」「セクハラ」の定義とは？

パワーハラスメント

職場で働く人に対して、役職や人間関係などで優位性がある人が、業務上、明らかに必要のない言動などで精神的・身体的苦痛を与え、職場環境を悪化させる行為をいいます。（パワハラ防止法（改正労働施策総合推進法）に規定）

パワハラ为例として次の6つがあげられています。

1 身体的な攻撃

〔例〕殴る、蹴る、わざとぶつかると、物を投げつけるなどに体に危害を加えられる。

2 精神的な攻撃

〔例〕人格を否定する言動や、必要以上に長時間にわたる厳しい叱責を繰り返される。

3 人間関係からの切り離し

〔例〕同僚から集団で無視をされ、職場で孤立させられる。

4 過大な要求

〔例〕到底対応できないレベルの業績目標を課し、達成できなかったことを厳しく叱責される。

5 過小な要求

〔例〕嫌がらせを目的として、仕事を与えられない。

6 個の侵害

〔例〕職場外でも継続的に監視されたり、許可なく病歴等の個人情報や他の労働者に暴露される。

ポイント

- 上司から部下だけでなく、同僚間や、部下から上司に対するものも含まれます。
- パワハラにあたるかどうかの判断は個別の事案について丁寧な事実確認を行い、誰が誰に、どのような目的や状況で、どのくらい何を行ったのかなどを総合的に考慮します。

セクシュアルハラスメント

職場において、望まない性的な言動をされた労働者が、労働条件について不利益を受けたり、就業環境を悪化させられる行為をいいます。（男女雇用機会均等法に規定）

セクハラ为例として、次の2つがあげられています。

1 対価型

性的な言動に対して拒否や抵抗をしたことを理由に、解雇・降格・減給・労働契約の更新拒否などの不利益を受けること。

2 環境型

性的な言動により就業環境が不快なものとなり、能力発揮に重大な悪影響が生じるなど、就業する上で見過ごせない程度の支障があること。



〔例〕経営者から性的な関係を要求されたが、拒否したことで解雇された。



〔例〕事務所内で上司に腰などを何度も触られ、苦痛で業務が進まない。

ポイント

- 異性間だけでなく、同性間のものも含まれます。
- 取引先などの他の事業主・従業員・顧客、患者またはその家族、学校における生徒などの行為も含まれます。



ハラスメント用語辞典

【マタハラ】 マタニティハラスメント

働く女性に対して妊娠・出産を理由に職場で行われる精神的・肉体的な嫌がらせのこと。「出産ハラスメント」とも。妊娠・出産を理由に退職を促すなど、社会的な問題のひとつにもなっている。

【ケアハラ】 ケアハラスメント

育児や家族の介護を行う労働者に対して育児休業や介護休業などの制度利用を妨害したり、就業環境を害する言動を行うこと。

Check

●妊娠・出産・育児休業・介護休業などを理由とする解雇などの不利益な取扱いは法律で禁止されています。
※男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法

【アカハラ】 アカデミックハラスメント

大学や大学院などで、教授等の構成員が地位や人間関係などの優位性を利用して行う精神的・肉体的な嫌がらせのこと。

例えば、教授から学生に対する不当な退学処分・留年勧奨、指導拒否、学位不認定などがある。

【ソジハラ】 SOG（性）ハラ

SOGとはSexual Orientation（セクシュアルオリエンテーション）の頭文字で、「性的指向」の意味。「好きになる相手の性」を指す。G（ジェンダー）とはGender Identity（ジェンダーアイデンティティ）の頭文字で、「性自認」の意味。自分自身を男性と認識するのか女性と認識するのか、あるいはどちらともはっきり決められない、どちらでもないなども含む。

「ソジハラ」とは、好きになる人の性別（性的指向）や自分がどの性別かという認識（性自認）に関連しての、精神的・肉体的な嫌がらせのこと。

また、望まない性別での学校生活など、差別を受けて社会生活上の不利益を被ること。

【モラハラ】 モラルハラスメント

言葉や態度等で繰り返し相手を攻撃する精神的暴力のこと。立場的な上下関係に関わらないため、職場だけでなく、夫婦間や家庭内で問題になることも多い。

【カスハラ】 カスタマーハラスメント

カスタマー（消費者、利用者、顧客）から店員に対する、悪質なクレームなどの迷惑行為のこと。理不尽な言いかけや暴言、暴力行為などは接客業における深刻な問題となっており、場合によっては強要罪などの犯罪にもなり得る。

もしかしてこれもハラスメント？

Q 自分に向けられたパワハラではないけれど...

特にミスをしているわけでもないのに、同じ部署の社員が毎日上司から理不尽に怒鳴られていて、その上司の声を聞くだけで胃が痛くなってしまう。それが原因で帰っても眠れない日々が続く、うつ病に。

直接、私に向けられたものではないですが、これってパワハラになりますか？



A 怒鳴られている同じ部署の社員へのパワハラにあたる可能性は高く、あなたに対して、パワハラになる可能性がります。また、安全配慮義務違反の問題もあります。

パワハラを受けている人はもちろんですが、それに日々接する周りの人たちも、大きなストレスを感じているものです。でも、自分がハラスメントを受けているわけではないし、我慢しなければならぬと思われている方も、多いのではないのでしょうか。

確かに、第三者に対するパワハラを理由として、間接的に自分もパワハラを受けたと裁判で認められることは簡単なことではありません。

しかし、最近、特定の事情も考慮した上で、会社の代表者が他の従業員に対してパワハラを行った事実において、そのパワハラ行為を見ていた従業員が、暴言等の内容が自分にもあてはまり、今後自分にも同じような対応があると受け止め、間接的に退職を強いられるとして、不法行為の成立を認めた裁判（東京高裁平成29年10月18日労働判例1179号47頁）もあります。

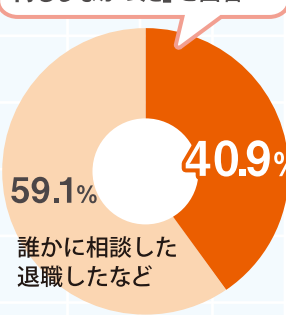
また、会社は労働者の生命・身体等の安全を確保しつつ労働できるよう配慮するべき義務があります（労働契約法5条・安全配慮義務）。いわゆるパワハラ防止法の成立により、会社はパワハラを防止する義務が規定されました。そのため、会社がパワハラを放置し続けた結果、パワハラを受けていない労働者にも悪影響が生じ、そのような労働環境によってうつ病等の具体的な損害が生じたといえる場合には、安全配慮義務に違反していると評価される可能性もあります。



ハラスメントにあったら

パワハラを受けたと感じた方の約40%が「相談も何もしなかった」と回答しているように、実際にハラスメントを受けた時に何をしたらいいのか不安な方も多いはず。まずはひとりで悩まずに、自分に合った相談先を見つけてみましょう。

パワハラを受けたと感じたと回答した人のうち、**40.9%**が「（窓口や人に相談など）何もしなかった」と回答



※「平成28年度職場のハラスメントに関する実態調査報告書（平成28年7月）」

どんなことをされたのか記録する

メモや録音など証拠を残しておく、第三者に相談する際に状況を説明しやすくなります。「誰がいつ・どこで・何を・何のために」という点を意識して記録しましょう。

周囲に相談する

他者に話づらいことはありませんが、一人で抱え込んでしまうと状況が更に悪化することもあります。まずは信頼できる同僚や上司に相談し、周りの協力を得ましょう。

会社の窓口や人事担当者に相談する

会社と相談することで、具体的な対応を取ってもらえる可能性もあります。また、それを理由に解雇やその他不利益な取り扱いをすることは法律で禁止されています。

外部の相談窓口相談する

厚生労働省「あかるい職場応援団」のサイトには、「総合労働相談コーナー」や「個別労働紛争のあっせんを行っている都道府県労働委員会・都道府県庁」、「みんなの人権110番」など、職場のハラスメントに関連する相談機関の一覧が載っています。



全国の法テラスでも相談を受け付けています。

法テラス（日本司法支援センター）は国によって設立された、法的トラブル解決のための「総合案内所」です。まずは、お電話ください。

法テラス・サポートダイヤル

0570-078374

【平日：9時～21時 土曜：9時～17時】（祝日・年末年始を除く）



夫婦で意見が合わないのは当たり前。 ちゃんと言葉にして伝えるのが 大事だと思います。

Profile/Fujimoto Miki

1985年生まれ。北海道滝川市出身。
モーニング娘。のOGメンバー。
2009年お笑い芸人「品川庄司」の
庄司智春さんと結婚。
2012年に長男、2015年に長女、2020年
に次女を出産し、現在は3児のママ。
YouTube チャンネル「ハロー! ミキティ」を
開設するなど幅広く活躍中。

”ミキティ“の愛称で知られ、明るい笑顔と飾らない語り口で
ママタレとしても活躍する藤本美貴さん。仕事と育児を両立
させながら忙しく過ごす日々の中で、素敵な夫婦関係を保つ
秘訣や人間関係で大切にしていることについて伺いました。

「パートナー・オブ・ザ・イヤー」を 受賞されるほどの夫婦円満の 秘訣はなんですか？

会話をいっぱいすることが一番じゃ
ないかなと思いますね。子供も2人、
3人って多くなってくると、連絡事項
だけでもなかなか大変だったりするし。
習い事ひとつとっても「これどう思
う？」とか、ちゃんと話し合っていく
ことが大事なのかなと思います。

旦那さんと話すうちについて感情的に なることはありませんか？

感情的になることも全然あります。
私、喧嘩が悪いものとは思っていな
くて。歳も性別も生まれた場所も違う
人たちが一緒にいて、意見が合わない
なんてことは当たり前だから。別れる
ための喧嘩じゃなくて、お互いの意見
をすり合わせて前に進む喧嘩であれば、
いいんじゃないのかなと思います。

お互いに言わないでどんどん違う方
向を向いていくよりも、ちゃんと話し
合って「ああ、そういうことね」「でも
私はこうなんだよね」って、自分が譲れ
ることと譲れないことの間を見つけて
いくのが大切かなと。

でも基本的には夫婦って信頼関係の
もと成り立っていると思うので、怒って
言いたいことも言うけど、感謝も一つひ
とつ言葉にしていくことが大事なのか
なあって。気づいたことは「これやってく
れたんだ、ありがとう」とか。嫌だった
ことも言うし、嬉しかったことも言うし、
なんでもちゃんと言葉にして表現する
のが大事じゃないかなと思いますね。

人間関係で大切にしていることは ありますか？

信頼関係かなと思います。結局はお
互いが「そういう人だよな」っていう認
識が大事なのかなって。私が言ったこと
を笑いとしてとってくれたりするの、
冗談で言っていることを相手が分かっ
ていないとなかなか難しいですね。

あとは、相手が嫌だろうなと思うこ
とは言わないとか、そういうことはも
う当たり前のことなので、他に気をつ
けられることは空気感ぐらいですかね。
相手を見極めるわけじゃないですけど、
こういう人だから一対一で話した方が
いいだろうなとか、誰か間に挟んだほ
うがいいとか、対応も人によって違うと
思います。正解はないんじゃないかな。

今回のテーマは 「法律とハラスメント」ですが、 ハラスメントという言葉について 気になっていることはありませんか？

昔からある「セクハラ」という言葉
にしても、その頃思っていた「セクハラ」
より、今はもつと範囲が広がってい
るような気がしますね。ハラスメント
の基準ってどんどん難しくなってい
くんだろうなと。

ハラスメントって、全体的にしている
側とされている側の気持ちの違いが原
因で起きてしまうのかなと思うと、難
しいですよ。なんでもハラスメント
に当てはめすぎるのも良くないと思
うけど、判断が難しいなと思います。

人を不快にしないために 気をつけていることはありませんか？

これも難しいところなんですけど、相
手が多少不快になることでも伝えないと
先に進めないこともあると思うし、人を
不快にしないことだけ考えていたら、
自分が望むことにたどり着けない場合
もあったりしますよね。最終的には信
頼関係かな、と思いますけど、信頼関
係がある相手とだけ関わるわけでもな
いし。だから言葉遣いなんじゃないで
すかね。言葉選びとか、大人としての言
葉遣いで話していくということとか、
伝え方なのかなと思います。何かあつ
た時に意見を言うにしても、言葉遣い
ひとつで印象が変わってくるのかなと
思いますね。

法テラスについてご存知でしたか？

知らなかったです。でも、実際にトラ
ブルに遭った時にどうしたらいいかわか
らない事が多いと思うので、「法テラス」
を知る機会を頂けて嬉しかったです。
周りで弁護士さんを挟んだ離婚調停
をしていると聞いたりすると、困って
いる人のところには「法テラス」のよ
うな場所が必要だなって。私が話を聞
くだけじゃ済まない問題もたくさんあ
ると思うので、困っている人に「法テ
ラス」を教えてあげたら、解決方法を見
つけられたりとか、解決できる人と出
会えたりするのかなと思うと、知るこ
とができて良かったなと思います。



たとえばリーフレットには、こんなQ&Aを掲載しています。

Q 夫(妻)が多額の借金をして困っています。
私が返さなければなりませんか？

多重債務問題 Q&A

より一部ご紹介

A 夫婦である、というだけの理由で返済責任を負うことはありません。

貸金業法により、貸金業者は、法律上の支払義務を負わない人(借主の家族等)に対して取立てをすることを禁止されています。そのため、もし「妻(夫)だから支払え」という理由で肩代わりを求められても、応じる必要はありません。ただし、あなたが、夫(妻)の保証人や連帯保証人になっている場合には、保証人(又は連帯保証人)としての責任に基づいて、返済の義務を負うことになります。

Q 加害者が逮捕され、現在は刑に服しているようですが、
出所後に被害を受けるのではないかと不安です。
加害者の情報は何も教えてもらえないのですか？

ストーカー Q&A

より一部ご紹介

A 加害者が刑務所から釈放になる時期または釈放になったことなどの
通知を受けることができる制度があります。

この制度には、2つの種類のものがあります。第1は、被害者等通知制度に基づくものであり、被害者であれば、特段の理由を必要とせず通知を受けられるものです。これにより通知を受け取ることができる情報は、満期出所の予定時期、受刑中の刑務所における処遇状況や釈放年月日(釈放後に限る)などです。

第2は、特に再被害防止のために必要がある場合に限って通知を受けられるものです。これにより通知を受け取ることができる情報は、加害者の釈放予定時期(釈放直前に限る)などです。通知を希望する場合は、事件を取り扱った検察官・検察事務官又は被害者支援員にお申し出ください。なお第2については、検察官等のほか、事件を取り扱った警察担当者に申し出ることもできます。

NEWS 新型コロナウイルス感染症に関する法テラスの支援

●電話による法律相談をはじめました。

面談での相談が困難なため、非常時には電話での相談が実施できるよう、制度の改正をいたしました。法律相談の実施状況は、各地により異なりますので、お近くの法テラスへお問合せください。

お近くの法テラスは
こちらから検索できます。



●HPでQ&Aを公開しています。

法テラス公式ホームページでは、「新型コロナウイルス感染症」に関するQ&A(よくあるお問合せとその答え)を公開しています。

借入・ローン、労働、損害賠償、DV・児童虐待などについての項目があります。

例えば ・会社の業績が悪化し、解雇されてしまった。
・収入が減り借金の返済が困難に。など



困ったら、法テラスへ!

法的トラブルの解決に役立つ情報をご案内しています。



法テラス・
サポート
ダイヤル

0570-078374

IP電話からは03-6745-5600

平日 9時~21時 /
土曜 9時~17時
(祝日・年末年始を除く)

犯罪被害者
支援ダイヤル

0570-079714

IP電話からは03-6745-5601



Webフォームからお問合せを受け付け、メールで法制度や相談窓口の情報などを返信します。24時間365日受け付けています。
(土日・祝日・年末年始は回答が遅くなります。)

メールでのお問合せはこちら ▶



相談先がわからないトラブル・お悩みに

困ったときの 法テラス

日本司法支援センター

「法テラス」とは

法テラス(日本司法支援センター)は、国によって設立された法的トラブル解決のための「総合案内所」です。

気になることはあるけど、問い合わせるのはまだちょっと…。
他の人はどんなことを聞いているのかしら？



まずは、よくあるお問合せから見てみませんか？

法的トラブルや犯罪被害者支援について、
Q&A形式でまとめているリーフレットをホームページでも公開しています。



リーフレット一覧



法律問題のQ&A

身近なトラブル Q&A

架空請求、住環境など

成年後見 Q&A

法定後見制度、財産管理など

離婚問題 Q&A

財産分与、養育費など

相続問題 Q&A

法定相続人、遺言書など

労働問題 Q&A

パワハラ問題、残業代など

多重債務問題 Q&A

借金返済、過払金など



犯罪被害者支援のQ&A

犯罪被害者支援 Q&A

手続き、裁判、支援など

ストーカー Q&A

ストーカー規制法など

児童虐待 Q&A

一時保護、相談先など

ドメスティック バイオレンス Q&A

DV防止法、デートDVなど



また、ホームページからは「分野」などでQ&A検索ができます。

 借金・貸付 債務整理・貸付金回収など	 消費者被害 架空請求・ネット取引など	 相続・遺言 相続人・遺産分割など	 夫婦・男女 離婚・不倫など	 労働 パワハラ・解雇など
 住環境 賃貸契約、敷金など	 保険・年金 社会保障 介護保険、国民年金など	 交通事故 損害賠償 自賠責、示談など	 法的手続 内容証明、調停申立など	 成年後見 成年後見制度、手続など

法テラスは 国によって設立された、 法的トラブル解決のための総合案内所です。

法テラスの主な業務

情報提供

生活上の法的なトラブルに対し、解決に役立つ情報を、電話やメールで無料でご案内しています。どなたでも、何回でもご利用いただけます。

法テラス・サポートダイヤル

0570-078374

平日 9時～21時／土曜 9時～17時
(祝日・年末年始を除く)

司法過疎対策

弁護士が少ない地域(司法過疎地域)に法律事務所をつくっています。スタッフ弁護士(法テラスの常勤弁護士、スタ弁)が常駐し、法律相談、民事裁判などの代理、刑事弁護などの法的サービスを提供しています。

民事法律扶助

- 経済的に余裕のない方に「無料法律相談」と「弁護士・司法書士費用の立替え」をしています。
- 認知機能が十分でない方に、出張で「法律相談」をしています。
- 政令で指定する大規模災害の被災者に「無料法律相談」をしています。

国選弁護等関連

- 国選弁護人等になるうとする弁護士との間で、国選弁護人契約等の契約締結業務をしています。
- 刑事事件等で、裁判所からの依頼を受けて、国選弁護人等候補者の指名・通知業務をしています。
- 国選弁護人等へ報酬・費用の算定・支払業務をしています。

犯罪被害者支援

- 犯罪の被害に遭われた方やご家族の方に、相談窓口のご案内、利用できる法制度などの情報を無料で提供し、個々の状況に応じて、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介をしています。
- DV、ストーカー、児童虐待の被害を受けている方に法律相談をしています。
- 被害者参加人のための国選弁護制度や被害者参加旅費等支給制度の事務もしています。

すべての都道府県に『法テラス』があります。抱えている悩みが法的な問題かどうか悩む時や、解決方法がわからない時は、**まずご連絡ください。**

2006年4月、法テラス(日本司法支援センター)は設立されました。

それまでの日本では、全国の相談窓口がひとつになっていませんでした。そのため、必要な情報にたどり着けない人がいました。弁護士のいない地域もありました。

お金がなくて弁護士を頼めないという人もいました。

そこで、公平な裁判を受ける権利を保障する日本国憲法の理念をより一層実現するため、最高裁判所や法務省、日本弁護士連合会や日本司法書士会連合会などの官民が力を合わせ、いつでもどこでも法的なトラブルの解決に必要な情報やサービスの提供を受けられる社会にしようと「総合法律支援法」が成立しました。

そうしてできたのが「法テラス」です。



www.houterasu.or.jp 法テラス

スタ弁日記

スタ弁がゆく

長崎県

法テラス
雲仙法律事務所



村林 尚孝 弁護士

奈良県出身。2015年弁護士登録。

旅行が趣味で、法テラスに就職した理由の一つは「色々な地域に行ってみたくから」でした。今は外出が難しい状況にあるので、自宅で旅行動画を見て過ごしています。



諫早湾干拓堤防
(雲仙多良シーライン)

刑務所出所者等の支援を 法律問題の解決でサポート

刑務所を出所した方、刑の執行猶予の言渡しを受けた方などのうち、家族などの援助を受けることができない方を一時的に受け入れる「更生保護施設」という施設があります。

長崎県雲仙市には、全国で唯一、社会福祉法人が運営する更生保護施設があり、受け入れただけでない「地域生活の再スタートへの支援」という視点で業務に取り組まれています。

法テラス雲仙法律事務所は、同じ市内ということもあり、この更生保護施設に入所する方について「再スタートへの支援」の一環として法律問題に対応することが多くあります。

ケース1 Aさんの場合

例えば窃盗で刑務所に入っていたAさん。入所後の聴き取りで、過去の借金からホームレスになり、生きるため万引きを繰り返していたことがわかりました。そこで、私がAさんの自己破産申立を担当し、借金の問題を解決しました。以来、Aさんは、再犯をすることなく生活ができています。

ケース2 Bさんの場合

Bさんも窃盗を繰り返して、刑務所を出たり入ったりしていました。更生保護施設の確認で、Bさんには知的障がいがあることがわかりました。金銭管理がう

まくできず、すぐにお金を使い果たす、盗む以外にどうしていいかわからない、という状況だったのです。金銭管理のサポートのため成年後見制度を利用することになり、私が保佐申立手続を担当して、そのままBさんの保佐人に就任しました。保佐人として入出金を管理することで、今では毎月貯金できるようになりました。

このような事例を通じて連携を進めた結果、現在、更生保護施設の職員が入所者に何らかの法律問題があることに気づくと、すぐに当事務所に電話がくる、という流れができています。

刑務所出所者等の支援を考えると、弁護士も役立てることがあります。ぜひ、声をかけていただければと思います。

※1保佐・成年後見制度の類型。認知症、精神上的障がい(知的障がいを含む)等によって判断能力が著しく不十分な方を保護するための制度。



橘湾の夕日を事務所前から撮影。



平成新山を仁田峠から撮影。

スタ弁とは?

全国各地にある法テラスの法律事務所働く「スタッフ弁護士」のことです。

スタッフ弁護士のこと、もっと知りたい方はこちら

採用情報以外もたくさん「スタッフ弁護士採用サイト」

